

議題（1）規約・規程の改正について

1. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（1）改正理由

本市役職変更等に伴い、本規約を改正するものである。

（2）改正内容（参考資料①）

第7条第1項中、「箕面市 副市長（公共交通担当）」を「箕面市 副市長（市長が指名する副市長）」に改める。

第5条第4項に基づく別表中、「箕面市 副市長（公共交通担当）」を「箕面市 副市長（市長が指名する副市長）」に、「箕面市 政策総括監（地域創造部担当）兼地域創造部長」を「箕面市 地域創造部長」に改め、「箕面市 政策総括監（地域創造部担当）」を削除する。

（3）新旧対照表

旧	新																				
第1条～第6条 略	第1条～第6条 略																				
第7条 会長は箕面市副市長（公共交通担当）をもって充てる。 2～4 略	第7条 会長は箕面市副市長（市長が指名する副市長）をもって充てる。 2～4 略																				
第8条～第22条 略	第8条～第22条 略																				
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条 第1項</td> <td>箕面市 副市長（公共交通担当）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第1号</td> <td>箕面市 市政統括監</td> </tr> <tr> <td>箕面市 政策総括監（地域創造部担当） 兼地域創造部長</td> </tr> <tr> <td>箕面市 政策総括監（地域創造部担当）</td> </tr> <tr> <td>箕面市 健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>箕面市 子ども未来創造局長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委 員	第5条 第1項	箕面市 副市長（公共交通担当）	第1号	箕面市 市政統括監	箕面市 政策総括監（地域創造部担当） 兼地域創造部長	箕面市 政策総括監（地域創造部担当）	箕面市 健康福祉部長		箕面市 子ども未来創造局長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条 第1項</td> <td>箕面市 副市長（市長が指名する副市長）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第1号</td> <td>箕面市 市政統括監</td> </tr> <tr> <td>箕面市 地域創造部長</td> </tr> <tr> <td>箕面市 健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>箕面市 子ども未来創造局長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委 員	第5条 第1項	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）	第1号	箕面市 市政統括監	箕面市 地域創造部長	箕面市 健康福祉部長	箕面市 子ども未来創造局長
区分	委 員																				
第5条 第1項	箕面市 副市長（公共交通担当）																				
第1号	箕面市 市政統括監																				
	箕面市 政策総括監（地域創造部担当） 兼地域創造部長																				
	箕面市 政策総括監（地域創造部担当）																				
	箕面市 健康福祉部長																				
	箕面市 子ども未来創造局長																				
区分	委 員																				
第5条 第1項	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）																				
第1号	箕面市 市政統括監																				
	箕面市 地域創造部長																				
	箕面市 健康福祉部長																				
	箕面市 子ども未来創造局長																				

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正（案）

（1）改正理由

本市役職変更等に伴い、本規程を改正するものである。

（2）改正内容（参考資料②）

第3条第1項中、「箕面市地域創造部副理事」を「箕面市地域創造部副部長」に改める。

（3）新旧対照表

旧	新
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略
第3条 事務局長は、 <u>箕面市地域創造部副理事</u> をもって充てる。	第3条 事務局長は、 <u>箕面市地域創造部副部長</u> をもって充てる。
2 事務局員は、箕面市地域創造部交通政策室の職員をもって充てる。	2 事務局員は、箕面市地域創造部交通政策室の職員をもって充てる。
第4条～別表 略	第4条～別表 略